

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第16号

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年寒川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「報告書」の次に「及びこれに添付された領収書等（以下収支報告書等という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 議長は、収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の場合において、収支報告書等に寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号）第5条各号に規定する非公開情報が記録されているときは、同条例第6条の規定の例により閲覧に供しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。